

中央児童相談所の一時保護所の在り方及び児童相談所の配置の在り方等について の検討報告書 概要版

令和4年3月25日
一時保護所の在り方等検討委員会

1 目的

「令和元年8月死亡事例に係る検証報告書」において提案された中央児童相談所の一時保護所の在り方及び児童相談所の配置の在り方等について必要な事項を検討することを目的とした。

2 検討委員会委員

(敬称略)

	職名	氏名	備考
委員	鹿児島県母子寡婦福祉連合会監事	長野純彦	委員長
	西南学院大学人間科学部社会福祉学科教授	安部計彦	
	鹿児島県医師会会長	池田琢哉	
	鹿児島国際大学福祉社会学部教授	岩井浩英	
	鹿児島県弁護士会弁護士	西選子	
	鹿児島純心女子大学大学院教授	餅原尚子	
	花園大学社会福祉学部児童福祉学科教授	和田一郎	

3 経過

開催日	協議内容	開催日	協議内容
R3.6.4	第1回委員会 [Web会議] ・委員会の目的等 ・中央児童相談所の一時保護所の状況 ・児童相談所の分散配置に関する国の基準等 ・協議の進め方及びスケジュール(案)	R3.10.13	第3回委員会 ・中央児童相談所の一時保護所の課題等 ・児童相談所の配置の在り方等
		R3.11.20	
R3.7.16	委員による中央児童相談所一時保護所・宿泊棟先行視察	R4.2.20	第5回委員会 [Web会議] ・中央児童相談所の一時保護所の在り方 ・児童相談所の配置の在り方等
R3.8.4	委員による中央児童相談所一時保護所・宿泊棟視察		
	第2回委員会 ・中央児童相談所の一時保護所の課題等	R4.3.25	第6回委員会 ・報告書のとりまとめ ・概要版のとりまとめ
R3.8.16~R3.8.31	入所児童へのアンケート調査	同日	
R3.10.6~R3.10.25	一時保護所職員向けアンケート調査		

4 中央児童相談所の一時保護所の在り方について

(1)ハード面

課 題

- ① 中央児相の一時保護所は、昭和59年の施設基準等を踏まえて建てられており、また、施設全体も老朽化していることから、子どもの権利擁護の観点を含め様々な課題を解決するため改築又は建替えが必要。
- ② 施設がL字型構造となっているため、職員による管理が難しい。
また、火災等の避難口が出入口以外にはない。
- ③ 施設の居室等に窓格子がはめられており、閉塞感を高めると同時に火災時の避難ができない可能性があり、子どもの権利擁護の視点に配慮した施設となっていない。
- ④ 居室の壁等が固い構造で造られていること、一時保護所内の様子を所外から覗けること等、子どもの安全に配慮された施設とは言い難い状況。また、所内のドアノブなどが至るところに見受けられるなど自殺予防対策の観点からも課題がある。
- ⑤ 段差等があり障害児に配慮した構造となっていない。

具 体 的 な 対 応

短期的な取組を求めること

- ⇒③ 施設居室や廊下の窓格子について、外部からの侵入にも考慮しつつ、取り外すなど子どもの権利にも配慮した方策を検討すること。
- ⇒④ 一時保護所内の様子を所外から覗ける状況にあり、不審者への対応も含め改善すること。
- ⇒④ タオル・ひもがくくりつけられるドアノブやグラウンドの鉄棒は、精神的に不安定な状況にある子どもがいることも留意して対策を講じること。
- ⇒⑦ プレイスペースからは事務室内の書類が見えないよう配慮すること。
- ⇒⑧ プレイスペースを幼児がくつろいで遊べるようにするなど、施設で子どもが落ち着いて生活できるような場を設ける工夫をすること。

- ⑥ 学習室は食堂を兼ねており、一時保護期間中に学習する場が独立して設けられていない。
- ⑦ プレイスペース内から事務室が覗ける状況であり、個人情報保護の観点から配慮が必要。
- ⑧ プレイスペースが幼児のくつろげる場所となっていないこと、中学生以上に対して個室対応となっていないことなど、子どもにとって心地よい生活空間、家庭的環境にはほど遠い状況。
- ⑨ なるべく家庭に近い環境が求められる中で、年齢が離れた児童(幼児と中学生以上)や保護理由の異なる児童が同一のエリアで生活しており、個別対応などの配慮が必要。
- ⑩ 重大事件の子どもや感染症対策を必要とする子どもを保護する部屋がないなど、個別対応が必要な子どもに対応できる構造となっていないため、特別な配慮が求められる児童への対応が困難。

中長期的に検討を要すること

- ⇒①, ②, ⑥ 中央児童相談所の一時保護所は、施設の見直しが必要。
一時保護所に必要な設備、機能については、一時保護にかかわる県のシステム全体の見直しの議論を踏まえ検討する必要がある。その上で、改築又は新築とするかは、県において、ランニングコストも含めて十分比較検討した上で判断すべき。
- ⇒①, ② 一時保護所の入所定員は最低でも20人程度は必要。
- ⇒④ 居室の壁が固い構造であること等の安全面の課題を解消し、施設で子どもが落ち着いて生活できるよう努めるべき。
- ⇒⑤, ⑨ ユニット化するなどして幼児と中学生以上の生活エリアを分けることや段差等のない障害者に配慮した施設とすることも必要。
- ⇒⑧ 施設について、改善できることはないか検討し、できる限り心地よい生活空間、家庭的環境になるよう努めるべき。
- ⇒⑩ 触法少年や感染症対策を必要とする子どもなど特に個別対応が必要な場合に対応できるよう検討すべき。

(2)ソフト面

課 題

- ① 一時保護にかかわる県のシステム全体の見直しについて議論が必要。
- ② 子どもの権利擁護について、意見箱に自由に意見を提出できない、私物の持込みが全面禁止、グラウンドに自由に出入りできない状況がある。
また、一時保護中も教育を受ける権利の保障が求められているが、地理的条件はあるものの入所児童の原籍校への通学についての対応が不十分。加えて、クールダウン用の部屋への入室手続きの基準がないなど子どもの権利擁護の視点に立った運営がなされているとは言い難い。
- ③ 一時保護所としての子どもの権利擁護についての意識向上を図りながら、アセスメントや支援計画に基づいて運営する必要があると感じられた。そのためには、子どもの権利擁護についての意識向上も含め一時保護所職員の人材育成と研修などによる職員の専門性の向上を図る必要がある。
- ④ 書籍やゲーム、CD、DVD、おもちゃが不足しており、アメニティグッズの品揃え等が貧相であるなど子どもの視点での品物が揃えられていない。

具 体 的 な 対 応

短期的な取組を求めること

- ⇒① 一時保護にかかわる県のシステム全体について見直していく必要があり、そのための検討に早期に着手すべき。
- ⇒② クールダウン用の部屋への入室基準や一時保護所における「子どもの権利ノート」を作成すべき。グラウンドへの出入りについては可能な限り自由に出入りできるよう努めるべき。
- ⇒② 子どもが自身の意見を自由に表明できるようするとともに、私物を所持できるよう配慮していく必要があり、早期に検討に着手すべき。
- ⇒② 子どもの教育を受ける権利を確保する観点でどのような方法が可能であるか、まずは、検討を早期に開始すべき。
- ⇒③ アセスメントや個別支援計画に基づいた運営を行うこと。子どもの権利擁護についての意識向上も含めた職員の継続的な人材育成と専門性の向上を図るための計画的な研修受講に努めるべき。
- ⇒④ 家庭的な環境をつくるため、書籍、アメニティグッズ等を揃えること。
- ⇒⑤ できる限り個室対応、個別対応に努める必要がある。
- ⇒⑥ 子どもが落ち着いて過ごせる環境づくりに努めてほしい。
- ⇒⑥ 一時保護所(中央・大島)の運営等については、毎年の自己評価を行うとともに、3年に1回、第三者評価を受けるようにすることにより、継続的な改善を担保するよう努めていく必要がある。

⑤ 個室の整備に加え、充実した個別対応を可能とするような職員配置や環境整備が必要な状況。さらに、一人一人の子どもの状況に応じたプログラムの作成や適切な支援を行う必要があり、子どもが安全感や安心感を持てる生活の保障に努めるべき。

⑥ 施設の構造も相まって、一時保護所の運営が全体的に自由が制限された空間となっており、職員が管理的に抑え込もうしようというふうに感じられた。
子どもが落ち着いて過ごせる環境が求められる。

中長期的に検討を要すること

⇒⑥ 子どもが落ち着いて生活できるための施設、設備の整備と併せ、日常生活の過ごし方や活動内容を工夫していく必要がある。

⇒⑥ 「混合処遇」の弊害の解消を行うため、子どもの年齢等に配慮しつつ、原則として個室対応を基本とし、個別対応を可能とするような環境整備や職員配置を行うなど、一人一人の子どもの状況に応じた適切な支援やプログラムとなるよう配慮するとともに、子どもが安全感や安心感を持てる生活の保障に努めていただきたい。

⇒⑥ 自らの子どもを預けて安心だと思えるような一時保護所の施設・運営づくりに着実に取り組んでいただきたい。

5 児童相談所の配置の在り方について

(1)現状

1 県内の児童相談所の管轄人口(令和2年国勢調査)	中央児童相談所 約126万人 大隅児童相談所 約 22万人 大島児童相談所 約 10万人																							
2 交通事情 ※車により高速道路を使用した場合	<table border="1" data-bbox="750 375 2083 638"> <thead> <tr> <th>児童相談所名</th> <th>管轄市町村数</th> <th>最長の移動時間(離島を除く)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央児童相談所</td> <td>22市町村</td> <td>約2時間 ※</td> </tr> <tr> <td>大隅児童相談所</td> <td>9市町</td> <td>約1時間20分</td> </tr> <tr> <td>大島児童相談所</td> <td>12市町村</td> <td>約1時間30分(島内)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="750 646 2083 742">※中央児相から各市町の庁舎への移動時間 長島町2時間, 出水市1時間46分, 伊佐市1時間22分</p>			児童相談所名	管轄市町村数	最長の移動時間(離島を除く)	中央児童相談所	22市町村	約2時間 ※	大隅児童相談所	9市町	約1時間20分	大島児童相談所	12市町村	約1時間30分(島内)									
児童相談所名	管轄市町村数	最長の移動時間(離島を除く)																						
中央児童相談所	22市町村	約2時間 ※																						
大隅児童相談所	9市町	約1時間20分																						
大島児童相談所	12市町村	約1時間30分(島内)																						
3 児童虐待相談対応(認定)件数(令和2年度)	<table border="1" data-bbox="750 750 2083 1085"> <thead> <tr> <th>児童相談所名</th> <th>虐待通告・相談件数</th> <th>認定件数</th> <th rowspan="5">〔単位:件〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央児童相談所</td> <td>2,220</td> <td>1,552</td> </tr> <tr> <td>大隅児童相談所</td> <td>357</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>大島児童相談所</td> <td>210</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,787</td> <td>2,017</td> </tr> </tbody> </table>			児童相談所名	虐待通告・相談件数	認定件数	〔単位:件〕	中央児童相談所	2,220	1,552	大隅児童相談所	357	300	大島児童相談所	210	165	計	2,787	2,017					
児童相談所名	虐待通告・相談件数	認定件数	〔単位:件〕																					
中央児童相談所	2,220	1,552																						
大隅児童相談所	357	300																						
大島児童相談所	210	165																						
計	2,787	2,017																						
4 一時保護児童数(令和2年度)	<table border="1" data-bbox="750 1125 2083 1484"> <thead> <tr> <th>児童相談所名</th> <th>所内保護</th> <th>委託保護</th> <th>計</th> <th rowspan="5">〔単位:人〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央児童相談所</td> <td>117</td> <td>294</td> <td>411</td> </tr> <tr> <td>大隅児童相談所</td> <td>1</td> <td>46</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>大島児童相談所</td> <td>26</td> <td>6</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>144</td> <td>346</td> <td>490</td> </tr> </tbody> </table>			児童相談所名	所内保護	委託保護	計	〔単位:人〕	中央児童相談所	117	294	411	大隅児童相談所	1	46	47	大島児童相談所	26	6	32	計	144	346	490
児童相談所名	所内保護	委託保護	計	〔単位:人〕																				
中央児童相談所	117	294	411																					
大隅児童相談所	1	46	47																					
大島児童相談所	26	6	32																					
計	144	346	490																					

(2) 児童相談所の配置の在り方

1 新たな児相の設置及び管轄区域

① 中央児童相談所については、管轄人口が約126万人であり、虐待対応件数が多く、1時間30分を超える移動時間を要する地域も存在する。このため、中央児童相談所の管轄区域を一部分割し、新たな児童相談所1か所の設置が望ましい。

【表1】中央児童相談所管内の人口 [単位:人]

市町村名	人口
鹿児島市	593,128
鹿児島市を除く	667,019
北部地域 ①	227,187
計 ②	1,260,147
②-①	1,032,960

出典: 令和2年国勢調査

② 新たな児童相談所の管轄区域については、中央児童相談所からの移動時間が特に長い長島町、出水市の所要時間の短縮を図るとともに管内人口等を勘案して、北薩地域※及び伊佐市、湧水町(以下「北部地域」という。)とすることが望ましい。 ※阿久根市、出水市、薩摩川内市、さつま町、長島町

【表2】北部地域管内の市町村毎人口 [単位:人]

市町村名	人口
薩摩川内市	92,403
さつま町	20,243
阿久根市	19,270
出水市	51,994
長島町	9,705
伊佐市	24,453
湧水町	9,119
計	227,187

出典: 令和2年国勢調査

2 児相の設置場所

① 新たな児童相談所の設置場所については、政令基準※や北部地域内の移動時間、虐待認定件数を勘案して、さつま町とすることが望ましい。

その具体的な理由として、地理的に北部地域の中央に位置し、地域内の全ての市町で現在より児童相談所からの移動時間の短縮効果がみられ、速やかな一時保護など児童の安全確保につながると考えられること、また、管内で虐待認定件数が多い薩摩川内市、出水市、伊佐市への児童相談所からの移動時間がいずれも40分程度となり、現在より改善が見られるとともに、関係機関との連携にも資することになると考えられることが挙げられる。

【表3 県の庁舎から北部地域管内への移動時間】

〔単位：分〕

庁舎 市町村名	中央児相	北薩・本庁舎	北薩・さつま庁舎	北薩・出水庁舎
薩摩川内市	55	-	36	59
さつま町	78	33	-	36
阿久根市	83	38	44	26
出水市	106	59	35	-
長島町	120	75	70	44
伊佐市	82	72	38	39
湧水町	60	77	44	62

※児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令

<p>3 既存施設の活用等</p>	<p>① <u>新たな児童相談所の設置の検討に当たっては早期開設が望まれること等から、既存の県の庁舎の活用が考えられる。</u></p> <p>なお、<u>一時保護所については、新たな児童相談所内への設置が望ましいが、一方で今後の人口減少の状況や既存施設を活用できないことを考慮すると、児童養護施設等における一時保護ガイドラインに準拠した一時保護専用施設等を確保することが考えられる。</u></p>
<p>4 県全体の相談対応体制の充実</p>	<p>① 新たな児童相談所の設置と併せて、県全体の相談対応体制についても検討した。</p> <p>② 始良・霧島地区については緊急時の一時保護等に対応するための児童相談所の対応力の充実・強化や住民、市町村からの相談対応の充実を図る観点から児童家庭支援センターの設置について検討していくことが望ましい。</p> <p>③ 熊毛地域については件数は少ないものの市町村との連携を更に図りつつ対応力の充実等に努めるべき。</p> <p>④ 甑島地域については虐待認定件数は少ないが、薩摩川内市や警察と連携を更に図りつつ対応すべき。</p> <p>⑤ 奄美大島以外の島々についても件数は少ないものの市町村との連携を更に図りつつ対応力の充実等に努めるべき。</p> <p>⑥ 児童福祉の相談機関としての「子ども家庭総合支援拠点」の全市町村設置を進め、母子保健の相談機関としての「子育て世代包括支援センター」と一体的に運営されるよう県としても推進すべき。</p>

(3) 参考資料

【図4】県内3児相の所管区域及び管轄人口

